

とうわ 藤和けんこう通信



2016年4月号 VOL.66

実技研修会を開催

発行元：藤和マッサージ（訪問マッサージ・はりきゅう）
相模原院042-855-0420 町田院042-851-7528 海老名院046-204-5482

藤和マッサージ町田院主催

『鍼実技研修会』を開催しました



3/14月曜、町田市民フォーラム4階和室にて町田院主催の『鍼実技研修会』を開催しました。今回も、前回に引き続き大野佑介さんが講師役を務め、鍼の実技練習を行いました。研修内容の概要としては、『単刺を華麗にできるように』とのコンセプトとして、鍼を刺す技術の訓練を行いました。特に今回は鍼を斜めに刺す『斜刺(しゃし)』と水平に刺す『水平刺』の練習を行いました。常に技術向上及び技術研磨は欠かせません。

第4回 マッサージ・はりきゅう療養費検討専門委員会が開催

3/29火曜、厚生労働省主催の『あん摩マッサージ指圧、はりきゅうの施術に係る療養費に関する現状と課題』と題した専門委員会が開催され、それぞれ保険者代表・施術者代表・有識者の方々が集まり現状と課題について話し合いが行われました。詳しくは次ページ。



町田市 訪問マッサージ連絡会の技術研修部長に就任



藤和マッサージ代表の須藤は、現在務めている訪問マッサージ連絡会の副会長の職と併せて研修部長も兼務する事となりました。

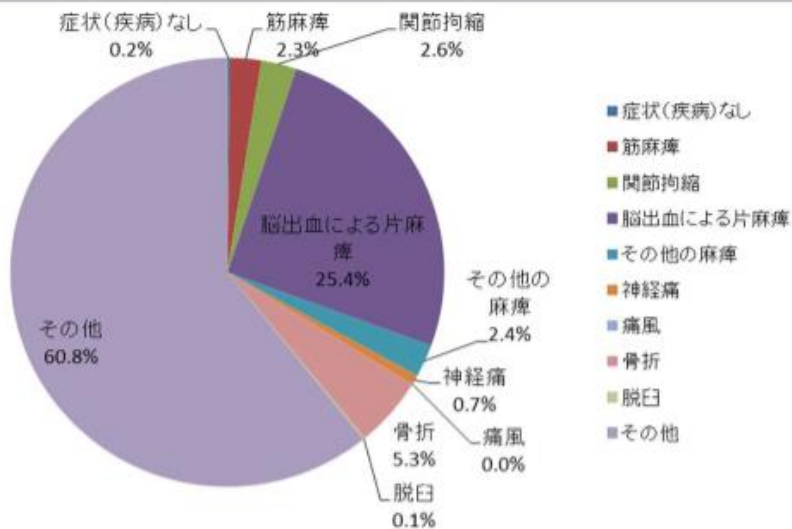


何事も思いやりを持って対応します！

第4回 マッサージ・はりきゅう検討専門委員会で 出された意見・資料を紹介します

患者の疾病別割合

患者の疾病別割合は、**その他**の割合が約6割近く占め、その内訳をみるとパーキンソン病、糖尿病、関節リウマチ等のさまざまな症例に対して施術が行われている。



支給対象となる基準が曖昧で、支給基準を明確化すべきとの意見

あん摩マッサージの支給対象となる適応症について「筋麻痺・関節拘縮等であって…」とされているが、「等」にどこまでの範囲が含まれるのかははっきりしない。対象範囲を明確化するか、せめて具体例(特に支給対象とならない事例)を示してほしい。

はり・きゅうの支給対象となる疾病について、支給可能な類症疾患の範囲がはっきりしない。神経痛について、〇〇神経痛と疾病名が多種多様にあり、どこまでが支給対象として認められるのか判断がつかない。

家族介護者教室・交流会

町田市南第3高齢者支援センターにて

3月16日の午後2時から、家族介護者教室・交流会に参加させて頂きました！藤和マッサージ町田院からは大野、若本、近藤の3名が参加させて頂きました。10名以上の方が足を運んでくださり、皆様熱心に話を聞いてくださいました。今回行ったのは、ツボ押し of 動作にストレッチと呼吸法を加えたツボエクササイズという体操です。講座の後にお灸の体験も頂き、皆様に大変好評でした。終わった後には認知症サポーターの方がとても美味しいお料理をご馳走してくださいました！ありがとうございました！！



支援センターの職員様も早速ツボ押しをしてくださっています！



『今回のように求める方がいらっしゃれば、何処へでも伺わせて頂きます。』
お気軽にお声かけ下さい!!



高齢者の介護費、都道府県で7万円超の格差—要介護認定率は1.5倍の開き、厚労省調査

(2016年3月24日医療介護CBニュース)

65歳以上の人の1人当たりの年間の介護費は、都道府県間で最大7万円余りの格差があることが、厚生労働省の調査で分かった。また、65歳以上の被保険者に対する要支援・要介護認定を受けた人の割合(要介護認定率)も、最も高い自治体と最も低い自治体を比較すると、1.5倍余りの開きがあることも明らかになった。【ただ正芳】厚労省は、2014年度の各自治体における要介護認定率や、65歳以上の人の1人当たりの年間の介護費について集計・分析した。

それによると、高齢者の介護費が最も高かった都道府県は大阪で、31.9万円に達した。次いで高かったのは青森(31.8万円)で、沖縄(31.4万円)や和歌山(30万円)も、30万円以上となった。一方、最も低かったのは栃木の24.5万円。茨城(24.6万円)や山梨(24.7万円)も、25万円を下回った。栃木と大阪との格差は7.4万円に上った。全国の平均は27.4万円だった。

■特に北陸で高い施設サービスの費用

介護費をサービス別で見ると、施設サービスに関する費用が最も高かったのは富山の12.6万円で、石川と福井(いずれも12万円)、新潟(11.9万円)がこれに次いでおり、特に北陸地方で高い傾向が顕著に表れている。在宅サービスでは沖縄(19.5万円)が最も高く、以下は大阪(19.2万円)、和歌山(17.4万円)などと続いた。

■要介護2以下の認定率、倍近い地域格差

要介護認定率では、大阪が22.4%と最も高く、和歌山(20.7%)や京都、長崎(いずれも19.6%)も2割前後に達した。一方、最も低かったのは山梨の14.2%。茨城(15.2%)、長野と静岡(いずれも15.3%)、栃木(15.6%)なども低かった。大阪の認定率は、山梨の1.57倍となった。特に要介護2以下の認定率は、最も高かった大阪(15.2%)が、最も低かった山梨(8.0%)の倍近い値となった。

障害者総合支援法改正案を国会に提出 ポイントを一覧で紹介

(2016年2月26日読売新聞)

厚生労働省は1日、障害者総合支援法等改正案を国会に提出した。障害者の高齢化に対応することが柱。障害福祉サービスを利用していた人が65歳を超えて介護保険サービスを利用する場合、一定の所得以下であれば利用者負担(介護報酬の1割が原則)を減らす仕組みを設ける。1割負担を苦にして介護保険利用を控えることのないようにする。改正法案は現行法の「高額障害福祉サービス費等給付費」の支給対象者を広げる。どのような人を対象とするかは政令で定める。65歳になるまで長期間にわたり所定の障害福祉サービスを利用していることが前提で、所得だけでなく障害の程度なども勘案する。支給対象者が介護保険サービスを利用する場合、介護保険事業者は通常通り1割の利用者負担を求める。

市町村は利用者に高額障害福祉サービス費等給付費を支給することで、負担を和らげる。現在、障害者総合支援法に基づくサービスを利用している人の9割は利用者負担がゼロ。15年夏の厚労省による調査では、介護保険利用に移った人の1カ月の平均負担額がそれ以前と比べて9倍(7183円)に増えている。このほか高齢化に対応するものとして、施設やグループホームで暮らす人がアパートなどに移り一人暮らしすることを支えるため、定期的な巡回訪問や随時対応をする新サービス「自立生活援助」を設ける。利用期間や援助の内容は厚労省令で定める。これにより、空いた施設やグループホームで高齢や重度の人を受け入れる方針だ。

発行元

無料体験マッサージ、いつでもお気軽にどうぞ
【医療保険適応 訪問マッサージ・はりきゅう】